

大阪大学研究公正に関する遵守要綱

1. 趣旨

大阪大学は、学術・文化の発展と高度人材教育を通じ人類福祉に貢献することを理念とする総合大学です。これら社会から負託された使命は、高い志に支えられた熱意と良識に基づく教育・研究活動によって遂行されるものであり、その努力を阻害することは厳に避けなければなりません。研究活動における不正行為は、何よりも正義と倫理にもとる上に学術・文化の発展と社会に甚大な悪影響を及ぼし、本学の名誉と社会的信頼を傷つけるものであり許されることではありません。そのような事態に陥らぬよう研究活動における不正行為を未然に防止し、また、不幸にしてかかる行為が生じた際に、適切かつ速やかに対処し、再発を防止するために研究公正に関する遵守要綱を設けるものです。

大阪大学は、専門性の異なる多数の学部や研究科、研究所、病院等を擁しており、所属する学術団体や社会性も異なりますが、研究に対する誠実さ、正確さ、客観性などの基本的な価値観は共通して求められるものです。本要綱は、研究活動の健全な発展を願い、公正な研究の確保に関し全学的に共通する基本的な指針を示すものです。

2. 研究活動における不正行為

研究活動における主な不正行為を以下に示しますが、これら以外でも常識から逸脱した研究活動上の行為を除外するものではありません。

- ねつ造

存在しないデータ又は結果を存在するものとして、これを記録し、又は発表する行為

- 改ざん

研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは結果を変造し、若しくは除外して実際とは異なるものを記録し、若しくは発表する行為

- 盗用

他人のアイデア、手法又は結果を、適切に引用せず、又は表示せずに発表する行為

- その他の不正行為

不適切なオーサiership

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

不適切な投稿又は出版

同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

人権等の侵害

研究活動に協力する者又は研究活動の対象となる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為

3. 研究活動における遵守事項

本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究活動における不正が起こらない研究環境を個人又は組織として形成するため、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ・ 不正行為をしてはならないこと。
- ・ 不正行為に加担してはならないこと。
- ・ 第三者に対して不正行為をさせてはならないこと。
- ・ 不正行為が行われようとしていることを知った時にそれを防止するよう努めること。

4. 研究活動における不正行為に対する対応

- (1) 研究活動における不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対応するため、大阪大学研究公正委員会（以下「委員会」という。）を設置します。
- (2) 委員会は、学術研究のあらゆる面において不正行為を許さない環境を醸成するとともに研究者倫理を周知するために、教育・啓発活動を行います。
- (3) 委員会は、研究活動における不正行為の申立窓口を事務局及び各部局に設けて、申立てがあった際に調査を開始すべきか否かを検討します。
なお、その必要が認められた場合は、最も関連する部局の長に対し、予備調査と適切な対応を指示します。
- (4) 委員会は、予備調査の結果の報告に基づき、不正行為の疑いがあれば本調査を行います。
- (5) 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無について審査し、その裁定を行います。
- (6) 委員会は、申立者及び被申立者に対し、予備調査及び本調査のそれぞれの段階で証言を得るとともに被申立者に対し、書面又は口頭による弁明に応じます。
- (7) 委員会は、調査の過程において、申立者及び被申立者の名誉・プライバシー等に配慮し、調査で得られた情報の管理に留意します。
- (8) 各部局は、研究公正を確立する実効ある組織を設けるなどして、研究活動における不正行為を未然に防止し、また、不幸にしてかかる行為が生じた際に、適切かつ速やかに対処します。